

指名競争入札実施要領

〔平成19年6月21日
総務 第299号〕

【沿革】平成19年6月21日付け総務第299号制定、平成21年1月19日付け総務第933号一部改正、平成22年3月18日付け総務第1204号一部改正、平成25年10月17日総務第172号一部改正、平成27年3月31日総務第286号一部改正、平成28年3月31日総務第244号一部改正、平成31年3月26日総務第236号一部改正、令和3年3月31日出総第383号一部改正、令和4年3月17日付け出総第349号一部改正、令和7年3月13日付け出総第265号一部改正

(趣旨)

第1 この要領は、別に定めのあるもののほか、指名競争入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札情報公開サービス 発注の見通し、発注情報、入札契約結果に関する情報等をインターネット上で公開するシステムをいう。
- (2) 電子入札 入札案件の登録から落札者の決定までの事務を、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して処理するシステムにより執行する入札をいう。
- (3) 紙入札 紙媒体により執行する入札をいう。
- (4) 資格等規程 県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和56年岩手県告示第412号）をいう。
- (5) 要綱 県営建設工事の請負契約に係る競争入札実施要綱（平成19年6月6日付け総務第232号通知）をいう。
- (6) 指名基準 指名競争入札における入札参加者の指名基準（平成19年6月21日付け総務第300号通知）をいう。
- (7) 入札担当課等の長 要綱第2第7号に規定する入札担当課等の長をいう。
- (8) 工事担当課等の長 要綱第2第8号に規定する工事担当課等の長をいう。

(予定価格調書の取り扱い)

第3 対象工事を所管する工事担当課等の長は、予定価格を定めたときは、入札参加者の指名に係る入札審議会開催日の前日までに予定価格調書を入札担当課等の長に送付するものとする。

2 入札担当課等の長は、前項により予定価格調書の送付があった場合には、当該予定価格調書の内容を確認のうえ、別紙入札条件を設計図書に綴り込むことにより予定価格を公表するものとする。

3 低入札価格調査制度に関する事務処理要領（平成15年1月28日付け総務第1100号。以下「低入札要領」という。）第3の規定による調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）については事前に公表しないものとし、開札までの間、その管理に十分注意するものとする。

(入札参加者の指名等)

第4 知事は、指名競争入札を行う工事について、資格等規程、要綱、指名基準その他関係規程に基づき入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の指名を行うものとする。

(被指名者への通知)

第5 知事は、第4の規定により入札参加者を指名したときは、指名競争入札執行通知書（様式第1号）により工事担当課等の長に通知するほか、次の方法により被指名者に通知するものとする。

(1) 電子入札の場合 岩手県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の指名競争入札通知書（様式第2-1号）

(2) 紙入札の場合 指名競争入札通知書（様式第2-2号）

2 知事は、被指名者に指名競争入札心得（様式第3号）を配付するものとする。この場合において、電子入札に係る指名競争入札心得は、ホームページ上で配付するものとする。

（現場説明）

第6 現場説明は、原則として行わないものとする。なお、現場説明を行う必要がある場合は、知事は、第5第1項の指名競争入札通知書により日時、場所等を指定するものとする。

（入札書等の提出方法）

第7 知事は、入札参加者に対し、入札書等関係書類を電子入札システムにより提出させるものとする。ただし、紙入札による場合、入札担当課等の長から紙入札の承諾を得た場合又は紙入札に切り替える旨の指示があった場合は、入札公告又はその指示に従い紙媒体で持参のうえ提出させることができるものとする。

（工事費内訳書の作成）

第8 知事は、入札参加者に入札書に記載する入札額に係る数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を作成させたいうで入札書を提出させるものとする。

（工事費内訳書の提出等）

第9 知事は、すべての入札参加者から内訳書のうち主要項目を抜粋した工事費内訳書（総括）（様式第4号）を入札書に添付して提出させるものとする。

2 入札書と工事費内訳書（総括）の金額が一致しない場合（工事価格の端数処理について、千円未満の端数処理としているものを除く。）は、無効として取り扱うものとする。

（開札）

第10 開札は、第5第1項の指名競争入札通知書に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は公開とし、希望があれば入札参加者その他の者の立会いを認めるものとする。

3 紙入札において入札参加者が立ち会わないときは、知事は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

4 入札執行者は、開札後、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいるときは、落札者の決定を保留し、低入札要領に基づき調査を行う旨を通知するものとする。

（入札の無効等）

第11 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する入札

(2) 紙入札において、委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 紙入札において、入札書に記名押印をしていない入札又は工事費内訳書（総括）に記名押印をしていない入札

(4) 紙入札において、金額を訂正した入札

(5) 紙入札において、誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札

- (6) 明らかに連合その他の不正な行為によると認められる入札
- (7) 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 紙入札において、共同企業体にあつては、その構成員全員の記名押印をしていない入札（あらかじめ共同企業体の代表者に入札の権限に係る委任を行っている場合を除く。）
- (9) 電子入札において、開札時まで有効なICカードを有しない者のした入札
- (10) 電子入札において、提出した入札書に工事費内訳書（総括）の添付がない入札
- (11) 電子入札において、入札担当課等の長の承諾を得ずに、又は指示によらずに紙入札をした入札
- (12) 同一案件において、電子入札と紙入札を二重にした入札
- (13) 電子入札において、入札参加者又は第三者によるかを問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札
- (14) 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者のした入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札
（入札結果等の公表）

第12 知事は、対象工事の入札結果を落札決定の日の翌日（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日を除く。）までに入札情報公開サービスに掲載するとともに、閲覧により公表するものとする。

2 前項の公表までの間は、入札の経緯又は結果の問い合わせには一切応じないものとする。

（補則）

第13 その他この要領に定めのない事項については、出納局長が別に定めるもののほか、県営建設工事に係る条件付一般競争入札の例によるものとする。

附 則（平成19年6月21日総務第299号）

この要領は、平成19年7月1日から適用する。

附 則（平成21年1月19日総務第933号）

- 1 この要領は、平成21年2月1日から適用する。
- 2 施行前に指名通知を行ったものは、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月18日総務第1204号）

- 1 この要領は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 施行前に指名通知を行ったものは、なお従前の例による。

附 則（平成25年10月17日総務第172号）

- 1 この要領は、平成25年10月17日以後に公告を行う工事から適用する。
- 2 改正前の消費税法及び地方税法が適用される工事については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月31日総務第286号）

- 1 この要領は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 施行前に指名通知を行ったものは、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日総務第244号）

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月28日総務第236号）

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月31日出総第383号）

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月17日出総第349号）

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に提出する用紙について適用する。

- 2 改正後の要領の施行の際現に改正前の要領に基づいて作成した用紙がある場合には、改正後の要領の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することを妨げない。

附 則（令和7年3月13日出総第265号）
この要領は、令和7年4月1日から適用する。

別紙

入 札 条 件

- 1 この工事では、入札書に記載する**入札金額に係る数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書**（以下「内訳書」という。）の作成を求めます。
 なお、発注機関から内訳書の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内に郵送又は持参により提出してください。
- 2 入札にあたっては、内訳書のうち主要項目を抜粋した**工事費内訳書（総括）（様式第4号）**を入札書に添付して提出（電子入札対象工事において紙入札を行う場合は、入札書とともに封かんして指定された日時に持参）してください。なお、**添付されていない入札書は無効**とします。
- 3 **内訳書と入札金額は一致**させてください。一致しない場合は**入札書は無効**とします。

予 定 価 格（事前公表）

工事名 _____

予定価格（税込み） _____ 円

予定価格（税抜き） _____ 円

様式第1号（第5関係）

第 号
年 月 日

様

出納局総務課入札課長
〇〇広域振興局〇〇審査指導監

指名競争入札執行通知書

このことについて、貴課所管工事に係る指名競争入札を別添写しのとおり執行することとしたので通知します。

なお、現場説明を行った場合は、現場説明参加報告書を送付してください。

様式第2-1号(第5関係)

年 月 日

登録番号
商号 名称
代表者氏名 様

岩手県出納局総務課入札課長
(地方公所長)

指名競争入札通知書

下記の要領で指名競争入札を執行しますので、参加されたく通知します。

記

調達案件番号
調達案件名称
入札開始日時
入札書提出締切日時
内訳書開封予定日時
開札予定日時
入力欄
理由
内訳書の提示
VE提案に基づく入札の可否
可否の理由
説明請求期限

様式第2-2号(第5関係)

第 号
年 月 日

様

出納局総務課入札課長
〇〇広域振興局〇〇審査指導監

指名競争入札通知書

下記の要領で指名競争入札を執行しますので、参加されたく通知します。

記

1 入札に付する事項

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 工事期間

2 設計図書及び契約条項の閲覧及び販売

3 現場説明の日時及び場所

(1) 日時 年 月 日 時 分

(2) 場所

4 入札の日時及び場所

(1) 日時 年 月 日 時 分

(2) 場所

5 入札保証金

6 その他留意事項

(1) 入札に関する詳細は、指名競争入札心得によること。

(2) 落札者の決定後、請負契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。

① 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第27条の23第2項に規定する経営事項審査の有効期間(経営事項審査の審査基準日から1年7月)を経過した場合

② 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止(対象工事の入札の参加又は受注を禁止する内容を含まないものを除く。)を対象工事に対応する業種について命ぜられた場合

③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている場合(県土整備部長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた場合を除く。)

④ 県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成7年2月9日付け建振第281号)に基づく指名停止を受けた場合